

年管発1212第1号
令和7年12月12日

日本年金機構理事長
地方厚生（支）局长
市町村長

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第121号。以下「改正省令」という。）（別添）が本日公布されたところである。

改正省令の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、その運用に遺漏のなきようお願いする。

記

第1 改正の趣旨

令和7年度税制改正により地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部が改正され、特定親族特別控除が創設されたことに伴い、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和7年政令第355号）が令和8年4月1日に施行され、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）で定める国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条の4第1項に規定する20歳前の傷病による障害基礎年金（以下「20歳前障害基礎年金」という。）の支給を停止する場合等の所得基準額の計算方法において使用する控除額に、特定親族特別控除が追加されることとなるため、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号。以下「国年則」という。）等について、所要の改正を行うもの。

第2 改正の概要

令和7年度税制改正により創設された特定親族特別控除額について、20歳前障害基礎年金の支給を停止する場合等の所得基準額の計算方法において使用する控除額に追加されることに伴い、以下の所得状況届の様式中に特定親族特別控除額の項目を追加する。

- ・国民年金障害基礎年金所得状況届（国年則様式第3号）
- ・国民年金老齢福祉年金所得状況届（老齢福祉年金支給規則（昭和34年厚生省令第17号）様式第2号）
- ・特別障害給付金所得状況届（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成17年厚生労働省令第49号）様式第1号）

- ・障害／遺族年金生活者支援給付金所得状況届（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成30年厚生労働省令第151号）様式第2号）

第3 施行期日等

（1）施行期日

令和8年4月1日

（2）経過措置

- ① 令和6年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届、老齢福祉年金所得状況届、特別障害給付金所得状況届及び障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例によること。
- ② 改正省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用できること。

○厚生労働省令第二百二十一号
国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）第一百五十三条第三項、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）第五十三条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第一百六十六号）第二十七条第一項及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成三十一年政令第三百六十四号）第三十七条の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十二日

厚生労働大臣 上野賢一郎

特定障害者に対する
特別障害給付金の支給
に関する法律

様式第三号（第三十一条関係）

(表 面)

国民年金 障害基礎年金 所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日 提出

受 給 権 者		個人番号(又は 基礎年金番号)	年金コード
		氏 名	（国民年金法施行規則等の一部改正） （昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改める。
		住 所	
所得状況 扶養親族等・控除		所 得 状 況	
①	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族の数 (19歳未満の者に限る。))	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族の数 (19歳未満の者に限る。))
	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有 (70歳以上・70歳未満) ・ 無	
② 前 年 の 所 得 額		円	
③ 控除	雑 損	円	
	医 療 費	円	
	社 会 保 険 料	円	
	小規模企業共済等掛金	円	
	配 偶 者 特 別	円	
	特 定 親 族 特 別	円	
	障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	
	寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡婦・ひとり親・勤労学生	
地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円		
※ 控除後の所得額	円		
※ 審査			
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日 市区町村長 ㊞			
公的年金 受給状況	・受けている ・申請中 ・受けていない	※ 送付 令和 年 月 日 第 号	

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。

◎ ㊞印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は楷書ではつきりとご記入ください。

備考 1. 用紙の寸法は、A4列4番とする。

2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

第一條 国民年金法施行規則等の一部を改正する省令
(国民年金法施行規則の一部改正)
(昭和三十五年厚生省令第十二号)の一部を次のように改める。

(裏面) 注意

①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（注）をご記入ください。

なお、所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を（ ）内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無をご記入ください。

②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

③の欄

1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」、「配偶者特別」及び「特定親族特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。

2 「障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。

3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。

4 「寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法に定める寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。

5 「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項（肉用牛の売却による農業所得の免除）の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、これらの書類をこの届の提出先の市町村長から受け取ることができるとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

(1) あなたの前年の所得の額が、376万千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書

(2) あなたの前年の所得の額が、376万千円より多いとき、次の書類

イ 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書

ロ ③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書

注）扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

(1) 年齢16歳以上30歳未満の者

(2) 年齢70歳以上の者

(3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者

① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

② 障害者

③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

様式第二号(第二条関係)

(表 面)

国民年金老齢福祉年金所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日 提出

受 給 権 者	個人番号(又は年金 証書の記号番号)	年金コード	住 所
	氏 名		
配 偶 者	氏 名		住 所
① 扶養義務者等	氏 名		住 所
	受給権者との続柄		
所得状況 扶養親族等・控除	受給権者の所得状況	配偶者の所得状況	①の扶養義務者等の 所得状況
② 控除対象配偶者及び扶養 親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老 人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族(19歳未 満の者に限る。)の数 人)	人 (うち老人扶養親族 の数 人)	人 (うち老人扶養親族 の数 人)
	同一生計配偶者(控除対 象配偶者を除く。)の有無	有 (70歳以上・70歳未満)・無	有 · 無
③ 前年の所得額	円	円	円
④ 控除	雜 損	円	円
	医 療 費	円	円
	社 会 保 険 料	円	円
	小規模企業共済等掛金	円	円
	配偶者特別	円	円
	特定親族特別	円	円
	障害者(特別障害者を除く。)で ある同一生計配偶者及び扶養 親族の合計数	人	人
	特別障害者である同一生計配 偶者及び扶養親族の合計数	人	人
	障害者・特別障害者・寡婦・ひ とり親・勤労学生の別	障・特障・寡・ ひとり親・勤	障・特障・勤
	地方税法附則第6条第1項の免 除に係る所得額	円	円
※ 控除後の所得額	円	円	円
※ 審査			
※ 上記のとおり、相違ありません。			
令和 年 月 日		市区町村長 印	
この届書に係る私並びに私の配偶者及び①の扶養義務者等(以下「私等」 といふ。)の資産及び収入の状況につき、日本年金機構が市町村長に調査を 嘱託することに同意します。			※ 送付
また、日本年金機構の調査の嘱託に対し、市町村長が報告することにつ いて、私等が同意している旨を市町村長に伝えて構いません。 氏名			令和 年 月 日 第

公的年金受給状況 受けている 申請中 受けていない

(A列4番)

- ◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。 ◎ 字は楷書ではっきりとご記入ください。
 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。

第二条 (老齢福祉年金支給規則の一部改正)
 老齢福祉年金支給規則(昭和三十四年厚生省令第十七号)の一部を次のように改正する。
 様式第二号を次のように改める。

(裏 面)

注 意

①の欄

老齢福祉年金を受けることができる人は、あなたの子、父母、孫、祖父母、その他の直系血族又は兄弟姉妹のうち、主としてあなたの生計を維持している人についてご記入ください。

②の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をご記入ください。なお、受給権者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)の数を、配偶者の所得状況及び①の扶養義務者等の所得状況については、同法に定める老人扶養親族の数を、()内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無をご記入ください。

③の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

④の欄

- 1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」、「配偶者特別」及び「特定親族特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。
- 2 「障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。
- 3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、②の欄の同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。
- 4 「障害者・特別障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法で定める特別障害者以外の障害者若しくは特別障害者、寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項(肉用牛の売却による農業所得の免除)の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、資産及び収入の状況につき日本年金機構が市町村長に調査を嘱託することに同意するとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

- 1 あなたの前年の所得の額が、169万5千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書
- 2 あなたの前年の所得の額が、169万5千円より多いときは、次の書類
 - (1) 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族及び特定扶養親族の数についての市町村長の証明書
 - (2) ④の欄に記載すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書
- 3 あなたの前年の所得額が169万5千円(同一生計配偶者及び扶養親族があるときは、169万5千円にその者1人につき38万円(その者が、同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族であるときは、その者1人につき48万円、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満に限る。)であるときは、その者1人につき63万円)を加算した額とする。)以下である場合で、配偶者又は①の欄に記載すべき者があるときは、これらの者の所得について、前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに老人扶養親族の数についての市町村長の証明書、並びに上記2の(2)に掲げる書類

様式第一号（第一条、第四条及び第七条の四関係）

(表 面)
特別障害給付金所得状況届

日本年金機構 殿

令和 年 月 日 提出

第三条 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正
 (特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)
 (平成十七年厚生労働省令第四十九号)の一部を次のように改正する。
 様式第一号を次のように改める。

受 給 資 格 者		個人番号(又は受給資格者番号)
		氏 名
		住 所
所得状況		所 得 状 況
扶養親族等・控除		
①	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人) (うち特定扶養親族の数 人) (うち控除対象扶養親族の数 (19歳未満の者に限る。) 人)
	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有 (70歳以上・70歳未満) ・ 無
② 前 年 の 所 得 額		円
③ 控除	雑 損	円
	医 療 費	円
	社 会 保 険 料	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配 偶 者 特 別	円
	特 定 親 族 特 別	円
障害者(特別障害者を除く。)である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	
特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人	
寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡婦・ひとり親・勤労学生	
地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円	
※ 控除後の所得額	円	
※ 審査		
※ 上記のとおり、相違ありません。		市区町村長 印
令和 年 月 日		
公的年金受給状況	・受けている ・申請中 ・受けていない	※ 送付 令和 年 月 日 第 号

◎ 裏面の注意をよく読んでからご記入ください。

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

◎ 字は楷書ではつきりとご記入ください。

備考 1. 用紙の寸法は、A4列4番とする。

2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

(裏 面)

注 意

①の欄

上段には、地方税法に定める控除対象配偶者及び扶養親族の合計数（注）をご記入ください。

なお、特別障害給付金の受給資格者の所得状況については、所得税法に定める老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数、特定扶養親族の数並びに控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数を（）内に再掲してください。

下段には、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無をご記入ください。

②の欄

前年の所得のうち、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額をご記入ください。なお、所得の額がないときは、「なし」とご記入ください。

③の欄

- 1 「雑損」、「医療費」、「社会保険料」、「小規模企業共済等掛金」、「配偶者特別」及び「特定親族特別」は、前年の所得について地方税法に定める雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、配偶者特別控除又は特定親族特別控除に相当する控除を受けたときは、それぞれの控除額をご記入ください。
- 2 「障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者以外の障害者である人の数をご記入ください。
- 3 「特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数」は、同一生計配偶者及び扶養親族のうち、地方税法に定める特別障害者である人の数をご記入ください。
- 4 「寡婦・ひとり親・勤労学生の別」は、地方税法に定める寡婦若しくはひとり親控除の適用を受ける者又は勤労学生であるときは、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額」は、地方税法附則第6条第1項（肉用牛の売却による農業所得の免除）の免除を受けているときだけ、その免除に係る所得額をご記入ください。

添付書類

この届には、次の書類を添えてご提出ください。なお、これらの書類をこの届の提出先の市町村長から受け取ることができるとき、又は市町村長からこの届にこれらの書類に代わる証明を受けたときは、添える必要がありません。

- 1 あなたの前年の所得の額が、376万千円以下であるときは、その事実についての市町村長の証明書
- 2 あなたの前年の所得の額が、376万千円より多いときは、次の書類
 - (1) 前年の所得額並びに同一生計配偶者及び扶養親族の数並びに同一生計配偶者（70歳以上の者に限る。）、老人扶養親族又は特定扶養親族の数についての市町村長の証明書
 - (2) 控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類
 - (3) ③の欄に記入すべき事実があるときは、その事実についての市町村長の証明書
 - (4) 本年に災害のため損害を受け、その損害額が自己又は控除対象配偶者若しくは扶養親族の住宅、家財その他の財産の価格のおおむね2分の1以上であるときは、特別障害給付金被災状況届

注) 扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。

- (1) 年齢16歳以上30歳未満の者
- (2) 年齢70歳以上の者
- (3) 年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
 - ② 障害者
 - ③ その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

様式第二号（第三十二条第二項第三号及び第四十七条第二項第三号関係）

障害 遺族 年金生活者支援給付金 所得状況届

日本年金機構理事長 殿

令和 年度

令和 年 月 日 提出

請 求 者	個人番号(又は基礎年金番号) 年金コード	
	氏名	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日
	住所	
	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数 <small>(注)扶養親族のうち、国外居住親族については、以下のいずれかに該当する者に限ります。</small> (1)年齢16歳以上30歳未満の者 (2)年齢70歳以上の者 (3)年齢30歳以上70歳未満の者のうち、次の①から③までのいずれかに該当する者 ①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者 ②障害者 ③その居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払38万円以上受けている者	人 (うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 (うち特定扶養親族の数 (うち16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の数)
	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)の有無	有(70歳以上・70歳未満) 無
	前年所得合計額	円
	雑損	円
	医療費	円
	社会保険料	円
小規模企業共済等掛金	円	
配偶者特別	円	
特定親族特別	円	
控除 障害者(特別障害者を除く。)である 控除対象配偶者、扶養親族及び同一 生計配偶者の合計数	人	
特別障害者である控除対象配偶者、 扶養親族及び同一生計配偶者の合計 数	人	
障害者・特別障害者・寡婦・ひとり 親・勤労学生の別	障・特障・寡・ひとり親・勤	
地方税法附則第6条第1項の免除に 係る所得額	円	
※控除後の所得額	円	
その他		
※審査		
※ 上記のとおり、相違ありません。 令和 年 月 日		市町村長 印

◎ ※印の欄は、記入しないでください。

備考 1. 用紙の寸法は、A4列4番とする。

2. 必要があるときは、所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。

第四条 年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正
 (年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正)
 様式第二号を次のように改める。
 (平成三十年厚生労働省令第百五十一号) の一部を次のように改正する。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届、老齢福祉年金所得状況届、特別障害給付金所得状況届及び障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届並びにこれらに添えるべき書類について、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。